

第5回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成14年9月26日(木) 14時00分から

2. 場 所

神戸市中央区海岸通29

神戸地方合同庁舎1階 共用第4会議室

3. 出席者氏名

①出席委員

嶋 洋一 / 田中 忠明 / 小川 守男 / 西川 太
折見 勝治 / 山根 勝法 / 鍋島 弘行 / 高橋 昭
前田 健二 / 今津 時長 / 藤本 昭夫 / 坂井 淳
三本菅善昭 / 荒井 修亮

以上14名

②臨席者

水産庁 資源管理部	管理課	課 長	中尾 昭弘
〃		資源管理推進室長	佐藤 力生
〃		資源管理企画班課長補佐	斎藤 晃
〃		TAE班課長補佐	阿部 智
〃		指 導 係 長	平松 大介
水産庁 増殖推進部	漁場資源課	資源管理調査係長	望月喜多司
独立行政法人水産総合研究センター			
	瀬戸内海区水産研究所	海区水産業研究部長	佐古 浩
		海区産業研究室長	永井 達樹
九州漁業調整事務所		資源管理計画官	石山 靖幸
〃		資源管理係長	西部 博秀
〃		沿岸第二係長	千葉 桂吾
瀬戸内海漁業調整事務所		所 長	丹羽 行
〃		総 務 課 長	高本 實
〃		調 整 課 長	大田 浩二
〃		資 源 課 長	小林 一彦
〃		指 導 課 長	栗田 雅弘
〃		資源保護管理指導官	櫻林 正夫
〃		漁 船 検 査 官	岡崎久美子

〃	調 整 係 長	佐藤 岳史
〃	資 源 管 理 係 長	今泉 寛典
〃	資 源 増 殖 係 長	小林 一弘
〃	漁 場 整 備 係 長	田中 健治
〃	調 整 係	武下 久恵
〃	調 整 係	福島 秀悟
和歌山海区漁業調整委員会	事 務 局 長	池永 勝彦
和歌山県農林水産部水産課	主 任	田上 伸治
大阪府環境農林水産部水産課	課 長 補 佐	森 政次
〃	課 長 補 佐	柴原 孝二
〃	主 査	米田 佳弘
大阪府漁業協同組合連合会	次 長	川田 裕二
〃	副 参 事	蓮井 正則
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	事 務 局 長	吉田 俊明
〃	書 記	都倉 由樹
兵庫県農林水産部水産課	課長補佐兼資源管理係長	三木 宗和
〃	主 査	平石 靖人
岡山海区漁業調整委員会	事 務 局 長	安保 賢二
岡山県農林水産部水産課	課 長 補 佐	田中 丈裕
広島海区漁業調整委員会	事 務 局 長	平本 義春
広島県農林水産部漁業調整室	主 任 技 師	武田 高明
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	主 査	後藤 敏郎
徳島県農林水産部水産課	主 査 兼 係 長	舩越 進
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	係 長	大塚 弘之
香川海区漁業調整委員会	副 主 幹	菊池 博史
香川県農林水産部水産課	副 主 幹	香川 哲
〃	主 査	小林 武
愛媛海区漁業調整委員会	書 記	平田 伸治
愛媛県農林水産部水産局水産課	栽 培 漁 業 係 長	滝本 真一
愛媛県中予水産試験場東予分場	主 任 研 究 員	河野 芳巳
愛媛県漁業協同組合連合会	参 事	松根 喬
今治漁業協同組合	専 務 理 事	吉井 啓典
漁業者協議会今治ブロック代表		大沢 国光
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事 務 主 査	宮本 佳明
大分海区漁業調整委員会	事 務 局 長	小野 眞一

4. 議題

1. 第1期資源回復計画の進捗状況について
2. 資源回復計画の進行管理について
3. T A E について
4. 資源回復計画における隣接海域の取り扱いについて
5. 次期資源回復計画にかかる魚種の検討について
6. その他

5. 議事の内容

(1 4 時 0 0 分開会)

(小林資源課長)

ただいまから、第5回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、全委員の出席を賜っており、漁業法第114条で準用いたします第101条に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

ここで、委員の交代についてお知らせいたします。和歌山県の杉本委員が和歌山海区の委員を辞職されまして、漁業法第114条で準用いたします第108条に基づき本委員会の委員も辞職されることになりました。杉本委員に代わりまして、嶋委員が本委員会の委員に選出されましたことをお知らせいたします。

それでは、藤本会長、来賓の水産庁管理課中尾課長、事務局である瀬戸内海漁業調整事務所の丹羽所長からごあいさつをいただきたいと思います。

まず初めに、藤本会長お願いします。

(藤本会長挨拶)

(藤本会長)

一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第5回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたしましたところ、各委員の皆様におかれましては、何かと御多忙の中、御出席を賜りましてありがとうございます。また、来賓の水産庁中尾課長を初めとする方々におかれましても、お忙しい中御臨席いただきありがとうございます。

本委員会におきまして、さわら瀬戸内海系群資源回復計画と、その規制措置を担保する委員会指示が承認され、4月から実施に移されているわけであります。資源回復計画の第1号でありますから、現場では本当にいろいろな御苦労があることと思っておりますが、着実な進捗のため、関係者の多大な御努力をいただいておりますことに、深く敬意と感謝を表す次第であります。

また後ほど会議の中で出てまいります、本年7月31日に開催されました太平洋広域漁業調整委員会第3回太平洋南部会において、その管轄海域であります紀伊水道の外の、それから豊後水道といった瀬戸内海に隣接する海域におけるさわら資源回復計画について、本委員会と関係海域の調整委員会との連携を図りつつ、取り組みを連携的に推進していく体制が承認されたところがございます。このような取り組みの広がりを通じ、こういった資源管理の一層の推進が図られることを期待いたしますとともに、今後順調に資源の回復が進み、資源が増大することを願ってやみません。

本委員会を初めとする広域漁業調整委員会は、広域な海域における資源管理及び漁業調

整等において、その機能を十分に発揮させることがその役割でございまして、その責務を果たすことが資源回復の実現につながるものと確信をいたしております。関係の皆様におかれましては、さわら漁業がかつての活況の何分の1でも取り戻せるように、広い視野を持って資源回復計画を推進する役割を十分に果たしていただくよう、お願いをいたす次第でございます。

今後も瀬戸内海漁業のより一層の振興を目指し、委員の皆様方の多大なる御尽力をお願いいたしまして、簡単ではございますが私のあいさつにかえさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

（小林資源課長）

ありがとうございました。

続きまして、中尾水産庁管理課長より、よろしく願いいたします。

（中尾管理課長挨拶）

（中尾管理課長）

水産庁管理課長の中尾でございます。

瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の皆様、また関係府県及び系統団体等関係者の皆様には、平素水産行政の推進に御協力いただきまして、大変ありがとうございます。本日は、私どもの木下長官からあいさつを預かっておりますので、これを代読させていただきます。

本日、第5回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員各位におかれましては、このたび御多忙にもかかわらず御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、本年3月26日に水産基本法に基づく水産基本計画が今後10年間を見通して定める中長期的な施策推進の中期的な指針として、閣議決定されております。基本計画では、水産物の自給率の目標が定められ、その達成のための施策の推進方向が提示されておりますが、資源管理はその中でも中心的な施策として位置づけられております。資源回復計画については、平成16年度までに50程度の魚種のうち、条件の整ったものから順次策定に着手することとしており、その審議にあたる広域漁業調整委員会の重要性がますます高くなっているところであります。

資源回復計画は、国民全体の共有財産とも言える水産資源の回復を図り、水産業の産業としての再生と、水産食料の安定供給を迫及するものであります。広域的な計画であることから関係者が多岐にわたり、計画の策定には困難な面があります。このため国としては資源回復計画の実施支援などを目的として、本年の国会で水産業協同組合法、漁業再建整備特別措置法等の関連法令の改正を行い、また本年度予算において、所要の支援措置を確保したところであります。これに加えて、地方公共団体、漁協系統組織それぞれが、そ

の果たすべき役割を自覚し、一致団結して取り組むことが最も必要と考えております。

本委員会で御審議いただいた「さわら瀬戸内海系群の資源回復計画」につきましては、操業条件などの異なる11府県という多数府県の調整など、非常に大きな問題があったものの、関係者が「資源管理」という1つの目標に結集し、御尽力をいただいた結果、実効ある資源管理のための充実した資源回復計画が策定され、本年4月12日に資源回復計画の第1号として公表されております。この瀬戸内海のさわらの計画が、その後続く資源回復計画の作成に大きな影響を与え、8月の太平洋南部海域の伊勢湾・三河湾における小型機船底びき網漁業対象種の資源回復計画、今月の日本海西部のアカガレイ資源回復計画の公表につながったものと考えております。

本委員会の管轄海域は、瀬戸内海であります。その場で営まれている漁業の種類についても、自由漁業から許可漁業まで、対象魚種にしても浮魚から底魚までの多種多様な要素で構成されております。これに対応して、資源の管理をめぐる問題も多く、克服していかなければならない課題も山積しております。

今後の資源回復計画の策定に向けての成否は、本委員会にかかっており、本委員会がその役割を十分に果たすことが、資源の管理のみならず、本海域の今後の水産業全般の発展につながるものと考えます。このため、委員各位の御活躍を期待するところであり、このような重大な責任を果たしておられることに対し、心よりの敬意を払うものであります。

最後になりましたが、本日お集まりの皆様方の御健康と今後の御活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

平成14年9月26日水産庁長官木下寛之代読

本日は、よろしく申し上げます。

(小林資源課長)

ありがとうございました。

最後に、丹羽所長より一言ごあいさつをお願いします。

(丹羽所長挨拶)

(丹羽所長)

ただいま御紹介にあずかりました、瀬戸内海漁業調整事務所長の丹羽でございます。

今回の広域漁業調整委員会は、本年3月27日以来の開催となります。私は4月1日付で所長として着任したということでございまして、私にとりまして初めての広域漁業調整委員会ということでございます。本広域漁業調整委員会の事務局の責任者として微力ながら全力を尽くす所存でございますので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、会長及び水産庁長官のごあいさつの中にもありましたように、瀬戸内海のさわら資源回復計画は資源回復計画の第1号ということで、3月の本委員会で御承認をいただいて、そして4月12日に公表されて現在に至っているわけでございます。半年が経過して、

初めての事業ということで、若干の問題点も指摘されているところではございますけれども、関係漁業者の方々の御協力等もございまして、全体的には順調に推移しているのではないかと認識している次第でございます。

また、先ほど会長のごあいさつにもありましたように、この広域漁業調整委員会の決定に従いまして、豊後水道それから紀伊水道外域といった隣接海域におきましても、この資源回復計画に沿って必要な措置を講ずるという体制が確立されつつあります。

本日は年度の中間ということで、現在行われておりますさώρα資源回復計画の進捗状況について御報告するとともに、資源回復計画の補完的役割を果たすT A E制度についての現状、それから次期資源回復計画の対象魚種の検討状況などについて、御報告する予定となっています。内容的には、非常に盛りだくさんではございますけれども、よろしく御審議いただきたく、その旨お願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきますと思います。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（小林資源課長）

ありがとうございました。

続きまして、本日使用いたします資料の確認をさせていただきます。

申し遅れましたが、私瀬戸内海漁業調整事務所資源課長を務めております小林と申します。よろしくお願いいたします。

（ 資料の確認 ）

（小林資源課長）

それでは、御手元の資料でございますが、まず「第5回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事次第」これが1枚でございます。それから「第1期瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿」これが1枚でございます。それから「第5回瀬戸内海広域漁業調整委員会出席者名簿」が2枚ございます。それから「配席図」でございます。資料でございますが、右肩に資料1と書いてございます「第1期資源回復計画の進捗状況について」というものでございます。これは6枚綴りになってございます。それから右肩に資料2と書いてございます「さώρα瀬戸内海系群資源回復計画の取り組み状況」というものがございます。それから資料3といたしまして「平成14年度資源評価表（ダイジェスト版）」という資料がございます。それから資料4「さώραに係る漁獲努力量管理（T A E）の設定について」という資料が1枚でございます。それから資料5といたしまして「さώρα瀬戸内海系群資源回復計画の隣接海域の取り扱いについて」ということで、7月31日に太平洋広調委の第3回太平洋南部会に提出した資料、これが3枚でございます。それから資料6といたしまして「次期資源回復計画に係る魚種の検討状況」という資料でございます。それと資料7「次期資源回復計画の候補魚種の資源状況」ということで、カタクチイワシ・トラフグ・

小底対象魚種の関係の資料が入っているものでございます。それから資料8としまして「平成15年度資源管理関係予算概算要求について」という予算要求の資料でございます。これが4枚でございます。それから資料9といたしまして「瀬戸内海漁業取締規則等の一部改正について」という資料でございます。それから資料10としまして「資源評価調査実施計画書の提出について」ということで、この資料が2枚でございます。それからあと参考資料といたしまして、「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」というものでございます。これについては資源回復計画と委員会指示について配付しておりまして、全部で9枚ございます。これにつきましては、前回の広調委において提出しましたものから誤字等がありまして修正をいたしましたために、今回改めて配付させていただくものでございます。それから最後に「さわら資源回復計画実施中」ということで、標識放流の追跡調査の協力依頼のためのパンフレット、これが1枚でございます。

以上でございます。もし御不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それでは藤本会長、議事の進行をお願いいたします。

(議事録署名人の選任)

(藤本会長)

それでは議長を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして、後ほどまとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。従来からの慣例によりますと、私の方から指名をさせていただいておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

ありがとうございます。

それでは、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。

岡山県の西川委員さん、大臣選任の荒井委員さんのお二方をお願いします。

それでは議事に移ります。

第1期資源回復計画の進捗状況についてでございますが、これまで取り組まれている瀬戸内海のさわら以外の資源回復計画の進捗状況について、事務局より報告をお願いします。

(第1期資源回復計画の進捗状況について)

(齋藤課長補佐)

水産庁管理課で資源管理企画班を担当しております齋藤と申します。よろしくお願いし

ます。座って説明させていただきます。

それでは、他の海域の資源回復計画の進捗状況についてですが、資料1を使いまして説明させていただきます。

まず、日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）の資源回復計画の概要でございますが、こちらの資源回復計画をつくった理由としましては、右にグラフが載っておりますけれども、近年非常に漁獲が低迷しているといった状況がございます。そしてこの題名が、アカガレイとズワイガニと併記して書いてありますが、その資料の右の図にもありますように、黒いところが対象魚種の分布域であります。見ておわかりのとおり、アカガレイ・ズワイガニともに同じところに分布しているため、これらの管理は一体となって行うべきということから、アカガレイ・ズワイガニ併記という形となっております。

そして、これに絞って御説明しますと、資源回復の目標につきましては、今ある資源を100とすると、10年後にその15%増し、すなわち115とすることとなっております。これは見た目少し緩やかな回復目標計画になっておりまして、これは1980年代の水準まで持っていかうとした場合、かなり厳しい漁獲努力量の削減を行わなければならないので、そういった水産業の経営に対する影響なども考慮いたしまして、段階的に行っていこうとすることから、このような目標数値となっております。

そして資源回復のために講じられる措置ですが、保護区の設定のほかには、改良漁具の導入といったものがありますが、これはどういったものかと申しますと、要するに、ズワイガニの禁漁中にアカガレイの操業をしておりますと、どうしてもズワイガニが入ってしまうということなので、アカガレイをとりながらもズワイガニは逃がすと、こういった漁具の改良などといった取り組みを行っていくこととしております。

それで1枚めくっていただきまして、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象資源回復計画についてですが、これは太平洋広域漁業調整委員会南部会の管轄となっております。こちらの方もポイントを言いますと、当初はトラフグ1種類に対して資源回復計画をつくるという話をしておりましたが、やはり議論を進めていきます中で、トラフグというのは底びき網で一緒にとられてくることから、それを同一的に管理しなければならないのではないかとことから、少し範囲を広げまして、小型機船底びき網漁業対象魚種ということとしております。

そして資源回復計画内容ですけれども、1番の目的といたしましては、湾外で産卵いたしましたトラフグが湾内に入ってきて成長して、湾外に秋口のころ出ていくわけですけれども、その湾外に出て行くときの小型魚については、とったとしても非常に商品価値の少ないものではあります。こういった小型魚の保護を行うということが内容であります。具体的に申しますと、4のところに書いてありますが、秋に全長25センチ以下のトラフグは水揚げ禁止となっております。ポイントだけ説明いたしましたが、詳しいことは資料を読んでいただければと思います。

それで、もう1枚めくっていただきまして、縦長の表で資源回復計画作成魚種及び候補魚種というものが載せてあります。それで第1期計画と第2期から第4期の今後の計画と

分けて書いてあります。第1期計画のうち、少し見にくいですが太字で書いてある部分、これが今回まで公表された計画でありまして、太平洋南部会の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象魚種、それから当委員会の管轄するさわら、それから日本海西のアカガレイ、これが今回公表された計画です。太平洋北部会の第1期といたしまして沖合性カレイというものが載せてありますが、これは、禁漁区をどこに設定するとか、そういった細かい計画の詰めを行っており、現在調整中となっております。第1期計画のうちのマサバについてはやはりマサバが浮魚であることから、効果的な管理というものは卓越年級群が出てきたときに行うべきということとなっております、その卓越年級群が出て直ちに資源管理が行われるように、今準備しているところであります。

それから、第2期から第4期についてそれぞれ載せてありますが、これは下の注にも書いてありますとおり、現段階の水産庁の案でありまして、これから各広域漁業調整委員会で検討されていくものと考えております。

そしてもう1枚めくっていただきますと、参考といたしまして他海域広域漁業調整委員会の開催状況が載せてあります。瀬戸内海は特に部会といったものを設けておりませんが、日本海九州西及び太平洋の方は管轄する海域が非常に広いことから、日本海九州西については3部会、太平洋については2部会を設けて、各部会の中で具体的な資源回復計画の検討を行っているところであります。簡単に御説明いたしますと、日本海九州西広域漁業調整委員会の中で日本海北部会につきましては、今まで3回行われております。その中で検討はなされておりましたが、第1期の回復計画は間に合わずに、第2期といたしましてマガレイ・ハタハタについて、これを対象魚種として取り組んでいくことが、先日行われました第3回の日本海北部会で決まっております。そして日本海西部会においては、アカガレイの資源回復計画に今まで取り組んできておりまして、さらに第2期目といたしましては、事務局よりハタハタやヤナギムシガレイといったものを提案したところですが、さらに検討することとなっております。

1枚あけていただきますと、九州西部会ですが、これは今まで2回開催しておりまして、まだ現在資源回復計画の具体的な対象魚種は挙がっておりません。これは第3回委員会を来月22日に予定しておりますが、この中で検討されていくと考えております。そして太平洋ですが、太平洋北部会は今まで3回開催されておりまして、まだ資源回復計画公表といったところまでには至ってはおきませんが、沖合性カレイ資源の資源回復計画に取り組んでおり、現在最終的に検討を行っているところであります。そして最後に太平洋南部会ですが、今まで4回開催されておりまして、特に第3回目ではさわらの資源回復計画の隣接水域について、瀬戸内海における取り組みと歩調を合わせた管理をすべきということで御承認いただいております。それについては、後ほどまた議題の方で取り上げられることと思います。そして第4回目、これは今月の17日に行われておりますが、この中で第2期の計画といたしまして、豊後水道、日向灘のトラフグ、こちらの方は瀬戸内海の当委員会と密接にかかわるところだと思っておりますが、こちらの方についても、隣接海域の検討状況を見つつ連携しながら検討を進め、さらに資源回復計画になるのか、さわらと同じような取

り組みになるのかということは今後の議論となると思いますが、そういったことを検討していくことが承認されております。

以上、他海域の状況を参考までに簡単に説明させていただきましたが、特にまた詳細が知りたいということでございましたら、いつでも管理課の方に御質問等をお願いしたいと思っております。

事務局の説明は、以上です。

（藤本会長）

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見・御質問等がございましたら、承ります。

ございませんか。

別にないようでございますので、次の議題に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

皆さん御承知のとおり、3月27日に開催されました第4回広調委において、「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」及び担保措置となる委員会指示が承認され、各種資源回復措置が展開されているところでございます。現在までの状況について、事務局より報告をお願いします。

（ 資源回復計画の進行管理について ）

（小林資源課長）

それでは事務局より御報告させていただきます。

さわらの資源回復計画が策定されまして、現在で約半年が経過しているわけですが、これまでに資源回復計画に基づきまして、具体的な取り組みというものが行われておりますので、資源回復措置の実施状況について御報告をさせていただきたいと思っております。資料につきましては資料2「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の取り組み状況」というものでございます。

1枚めくっていただきたいのですが、「漁獲努力量削減措置の取り組み状況」ということでございまして、回復計画の漁獲努力量削減措置につきまして、この図の方にまとめてございます。斜線部分につきましては、春漁を規制しているところで、ことしの5月から休漁等の取り組みが行われているところでございます。また中央部の白い部分につきましては、9月から休漁の取り組みが行われることになっております。また9月から、全域で網目の10.6センチ以上という取り組みが行われているわけでございます。それから、はなつぎ網漁業とさごし巾着網漁業につきましては、漁獲量の上限につきまして40トン、46トンとそれぞれ決まっているわけですが、今漁期につきましては、それぞれ9トン、3トン程度ということとなっております。それからまた右下に点線で囲っ

であるものがございますけれども、資源回復計画推進支援事業の予定内容というものがありますけれども、これは休漁や網目規制に伴いまして、休漁中の漁船を活用して漁場監視、あるいは漁場清掃の取り組みを行うという休漁漁船活用支援事業、また漁具改良や古網の処分について助成する漁具改良等支援事業というものを、関係府県で実施することになっております。

それから、ことしの春漁の様式でございますけれども、各海域で若干漁模様は異なっているわけですが、全体的には昨年よりも豊漁となっているところが多かったということです。また昨年と比べて、水温が高かったせいも、漁期が昨年と比べて早まっているというのが、特徴的なポイントとなっております。

また、1枚めくっていただきたいのですが、「平成14年度さわら種苗生産・中間育成・受精卵放流の取り組み状況」ということで、5月から種苗生産・中間育成・受精卵放流が行われているわけですが、それぞれの実施箇所について図に示しているところでございます。

もう1枚めくっていただきますと、「種苗生産・中間育成・放流の取り組み状況」ということで、特にこの取り組みにつきましては、漁業者の参画を得て取り組まれていることから、少し詳しく報告させていただきたいと思っております。

①の採卵ですが、これは日裁協で種苗生産を行うための受精卵を確保する取り組みということでございます。この取り組みにつきましては、香川県・愛媛県の漁業者の協力を得て行われまして、100万粒余りの卵が確保されているわけでございます。②も種苗生産でございますが、回復計画に取り組むということで、本年度から日裁協の伯方島事業場での生産というものも実現したわけでございます。こういうことで、30万尾以上の生産が達成されているわけでございます。③の中間育成につきましては、これらの種苗生産が行われた種苗について、岡山県・香川県・広島県・愛媛県の各漁協さんの協力によりまして中間育成がなされまして、全部で18万尾の中間育成が行われているところでございます。それから放流でございますけれども、以上の種苗生産それから中間育成の結果、約21万尾の種苗が放流されたということでございます。なお、これらの放流につきましては、標識をつけて放流しておりまして、1番最後に資料としてパンフレットをつけておりますが、採捕の報告を関係者に呼びかけているところでございます。また⑤といたしまして、受精卵放流でございます。これにつきましては、漁業者の自主的な資源増殖の取り組みということで、船上で受精させた卵を放流するという取り組みが行われております。これにつきましては、大阪府以下6府県で行われているところでございます。

それから、もう1枚めくっていただきますと、「瀬戸内海における広域漁場整備及び漁場環境保全の取り組み状況」がございまして、この取り組みにつきましては、さわらの回復に特化したというわけではございませんが、瀬戸内海全体の水産資源の生息環境の改善を図るということで、漁場・増殖場の造成を行う漁場整備事業、あるいは藻場・干潟の造成、堆積物の除去などの漁場環境保全の事業が取り組まれていることですので、ここで図に示して御紹介したいと思います。

以上が、取り組みの状況でございますけれども、今報告したものにつきましては、8月22日に開催しましたブロック漁業者協議会でも報告させていただきました。ブロック漁業者協議会の中では、一応秋漁の取り組みを一たん終えた段階で全体の取り組みについて反省する機会を設けることになっておりますので、この場で御紹介させていただきます。以上でございます。

（藤本会長）

はい、ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御意見・御質問等がありましたら、お願いします。

ございませんか。

それでは次に、さわら瀬戸内海系群の最新の資源状況につきまして、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の永井室長より報告をお願いします。

（さわらの資源状況について報告）

（永井海区産業研究室長）

水産研究所の永井です。

お手元にある「平成14年度資源評価表（ダイジェスト版）瀬戸内海のさわら」という3枚つづりの資料を使います。

瀬戸内海のさわら資源については、今まで3度ほど漁獲量の推移とか資源の状態とかかなり詳しい話をしてきました。きょうは時間が逼迫しているということで、ポイントだけ触れさせていただきたいと思います。

資源評価のまとめとして、2001年の資源量は資源が1番よかった1987年に比べて、東部では7%、西部では15%台と低水準にあります。しかし資源量は東部で1997年を、西部で1998年を底に、現在若干増加傾向にあります。この回復は、近年では数の多い1999年級に支えられているというところまで皆さんにお話していると思います。ことしの7月に研究者が集った際数字は出しましたが、今回は2001年の資料も使い、2002年の資源回復計画を実施した場合の条件を入れまして、水産庁の指示により2003年の適正な漁獲量がどうなるかという結果をお示しします。参考までに申しますと、2001年の漁獲量は備讃瀬戸以東の東部で270トン、燧灘以西の西部で314トンでした。ABCという生物学的な許容漁獲量は、東部では2001年の漁獲量270トンに対して、2003年にはそれを上回る324トンとか、281トンと推定しました。これが限界の値ですねという意味で324トン、これに対し、望ましくは少し減らした方がいいですよという目標値が281トン。しかしながら、この2つの値はいずれも2001年の漁獲量を上回っています。西部については、2001年に燧灘以西で314トンの漁獲があり、計算された2003年のABCは限界値としては266トン、目標値としては224トンです。このように西部では2001年の漁獲量を下回る数字になってお

ります。実際の漁獲は、先ほど小林課長から言われたように、この2・3年に伊予灘あたりで8月以降漁獲が好調、西部の方ではわりと漁獲がよいのです。しかし、従来でしたら豊後水道以南に分布が多かったような魚、メジナとかカイワリとかアイゴとかいろんな魚が瀬戸内海の中に入って来ている状況がありまして、水温が上がって、さわらは伊予灘から南にあまり下がらなくなったのではないかと考えています。つまり資源が回復している以上に魚がとられている可能性があると思っています。

西部の方では、東部に比べると情報が少ないですが、1歳のときに魚を少しとり過ぎていると思いますので、そういう1歳あるいは0歳を保護してやればABCは当然上がってくると思えます。そういったことを詰めていく必要があります。そのためには2003年に向けて研究サイドとして、東部においては現在の回復計画による管理措置を続けていただきたいと思えますし、西部については例えば秋の燧灘において9月の禁漁ということになっておりますが、もう少し期間をのばすことができればより一層いいのではないかと考えております。

以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御意見・御質問等がありましたら、お願いします。ございませんか。

それでは、事務局におかれましては、今後も引き続き資源回復計画を着実に推進していくことをよろしくお願いします。

それでは、次の議題に移ります。

去る2月25日に開催された第3回広調委において、資源回復計画へのTAE制度の導入が承認され、4月2日にさわらをTAEの対象魚種に指定する政令が公布されました。今後具体的にTAEを設定していくこととなりますが、その経過について事務局に報告をお願いします。

(T A E について)

(阿部課長補佐)

皆さん、こんにちは。

水産庁管理課のTAE班課長補佐をしております阿部でございます。資料を座って説明させていただきます。

御手元の資料4をご覧ください。1枚紙で内容をコンパクトにまとめました。

「さわらに係る漁獲努力量管理(TAE)の設定について」ということでございます。1番目にさわらのTAE魚種指定ということですが、先ほど会長の方から話がありましたとおり、さわらをTAE魚種として指定することにつきましては、ことしの2月25日に

開催されました第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会の方で、事務局より説明をさせていただきまして、理解を得たところであります。それに基づきまして、事務局の方が手続きを進めまして、4月5日にさわらを含めまして5魚種、これらはすべて資源回復計画とセットになっておりますが、さわら、日本海西部のアカガレイ、伊勢湾・三河湾の小底対象資源関係のトラフグ、太平洋北部の沖合性カレイ類に対応したサメガレイとヤナギムシカレイの計5魚種を対象魚種として、政令指定いたしましたところ です。

それで2番目の説明ですけれども、T A Eというものにつきましては、1に説明してありますとおり、資源回復計画と一体となって運用していくのが1番効果的であると考えておきまして、そのために資源回復計画である程度漁獲努力量の削減が決まったものに対して、このT A Eによる管理をしていこうということであります。まず資源回復計画で当該資源を今後ふやしていく、回復させるための漁獲努力量削減措置というものを決めます。それに基づいて、漁業者の皆さんに漁獲努力量を削減していただくわけですが、資源回復計画で漁獲努力量を削減した、その残りの部分について、漁獲圧力を高めることがないようにしないと、せっかく資源回復計画で漁獲努力量を削減した部分が無になる可能性があるため、資源回復計画で漁獲努力量を削減した以外の部分に、T A E制度によって今までどおりの操業以上の漁獲努力量とならないように、漁獲努力量を抑制するという方向で設定したいと考えております。(2)ですが、T A Eというのは実際何で設定するかということですが、操業隻日数で数量を設定して管理していきたいと考えております。その操業隻日数につきましては、対象の漁業者の方々から操業日数を定期的に報告をしていただいて集計し、それが上限を超えないように国・都道府県が管理します。さわらの場合でありますと、すべて都道府県管理の部分に移りますので、国が設定し都道府県に配分する数字を超えないように、都道府県知事が管理していくということになります。(3)でありますけれども、採捕の種類ごとに漁獲努力量の上限を設定することになっておきまして、さわらに関しましてはさわら流し網・はなつぎ網・さごし巾着網という3タイプの漁業種類に対してT A Eを設定していくと考えておるわけですが、そのT A Eを設定するにあたっては、基本計画にT A Eの上限を設定する段階で、その海域と期間についても設定するわけですが、その際には関係者の間で十分調整をして決定をさせていただきたいと思っております。

3番目に、T A Eの設定に関するスケジュールでございますけれども、漁獲努力可能量というその上限数値ですけれども、その設定につきましては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、すなわちT A C制度とT A E制度の二本柱を規定している法律でございますけれども、この法に則り、T A C制度にかかる次年分のT A C配分にかかる部分の基本計画を改正するスケジュールと合わせて、基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。実際のT A E管理の開始でございますけれども、さわらにつきましては来年の4月以降の漁から設定していきたいと考えているところでございます。その期間というもの、実はその魚種ごと、採捕の種類ごとに細かく設定できることになっておきまして、具体的な採捕の種類ごと、また都道府県ごとの期間につきましては、またそれぞれ配分して

いきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

現在のところT A Eに關しまして、事務局側で考へているものは以上です。

(藤本会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見・御質問等がございましたら、お願いします。

どうぞ、荒井委員さん。

(荒井委員)

操業日数の数え方は、夜中の12時を超えた場合は1、2と数えるのでしょうか。それとも、それ1回の操業ということで1日という数え方なのでしょうか。

(阿部課長補佐)

おそらく瀬戸内海のさわら漁業でありますと、毎日毎日出漁してらっしゃる漁業がほとんどだと思っておりますので、それは夜中を挟もうが1日の操業であると整理できるのではないかと考へております。ただその考へ方については、ほかの漁業で出漁日数が3日とか4日とかそのようになるような漁業においてはきちんと整理しなければいけなくなります。ですから今の段階では報告する出漁日数の考へ方としては、さわらに關する漁業者に対しては、その考へ方でいいと思ひますけれども、他漁業との調整で変更する可能性は考へられます。

(藤本会長)

よろしいですか。

ほかにございせんか。

それでは、事務局におかれましては、今後も引き続き必要な作業を進めていただくようお願いいたします。

それでは、だいぶ時間がたちましたので、ここで10分間休憩をしたいと思ひますけれども、3時から再開したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、10分間休憩いたします。

(休憩 14時50分)

(再開 15時00分)

(藤本会長)

会議を再開させていただきます。

次の議題に移ります。

去る7月31日に開催されました太平洋広域漁業調整委員会第3回太平洋南部会におきまして、資源回復計画にかかる紀伊水道等の瀬戸内海に隣接する海域の取り扱いについて、承認が得られたところでございます。この件につきまして、事務局より報告申し上げます。

（資源回復計画における隣接海域の取り扱いについて）

（大田調整課長）

瀬戸内海漁業調整事務所の調整課を担当しております大田でございます。座って説明させていただきます。

まず、この瀬戸内海系群のさわらにつきましては、御存知のように紀伊水道外域の隣接海域、それから豊後水道を回遊して、さらには漁獲もされているということでありまして、この資源回復計画におきましても、その関係県や海区漁業調整委員会と瀬戸内海広調委が連携をして、瀬戸内海に準じた必要な措置を講じることとなっております。なお、この隣接海域は、太平洋広調委の南部会の管轄海域ということで、このことについては太平洋広調委による措置を講じることが想定されるわけですが、太平洋広調委の管轄水域は、千葉から九州の宮崎あたりまででございますが、反面、この隣接海域はその広大な管轄水域のうち関係県が和歌山、徳島、愛媛、大分に限定されているわけでございます。それからもう1つは、講じられるこの規制措置というものは、瀬戸内海の規制に連動して機動的に対応することが必要でございまして、このことにつきましては太平洋広調委の委員会指示ではなくて、関係海区漁業調整委員会等が瀬戸内海広調委と連携して必要な措置を講じるということにつきまして、先ほど会長の方から御説明がございましたが、7月31日開催の太平洋広調委の第3回太平洋南部会において御説明を申し上げ検討を願ひまして、結果このことにつきましては瀬戸内海に隣接する海域におきましては、関係海区漁業調整委員会、または連合海区漁業調整委員会が瀬戸内海広調委と連携して、瀬戸内海に準じた必要な規制を行う体制を構築することについて、了承が得られております。

そこで具体的な体制でございますが、まず紀伊水道外域におきましては、和歌山それから徳島両県によります連合海区漁業調整委員会を漁業法第105条第4項に基づいて、設置することになっております。なお、このことにつきましては、既に両海区及び両県の行政担当者による設置のための準備会合も行われております。

それから次に、豊後水道でございますが、豊後水道におけるさわらの漁業という実態が宇和海でのさわら流し網漁業等であるということございまして、このことにつきましては愛媛海区漁業調整委員会で対応していただくと考えております。

そこで、今後の瀬戸内海広調委との連携ということでございますが、紀伊水道外域及び宇和海におけるさわら漁業にかかる規制につきましては、和歌山・徳島連調委及び愛媛海区と瀬戸内海広調委が連携して、瀬戸内海に準じた必要な措置を講じていくようになりま

す。具体的な規制措置の検討につきましては、瀬戸内海広調委の事務局であります瀬戸内海漁業調整事務所が、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会及び愛媛海区漁業調整委員会の委員会指示について、瀬戸内海の規制に準じた適切なものとなるように、各海区の操業実態も勘案しながら協議を行って、その結果について次回の瀬戸内海広調委において報告させていただくという体制を考えておりますので、どうぞ御了承いただきたいと思います。なお、このことにつきましては当然のことながら、太平洋広調委への報告も同様に考えております。

それから、この隣接海域における規制の適用時期でございますが、今年度中に各海区との協議を行いまして、平成15年度からの適用をめどに調整をしていくつもりでございます。

このことにつきましては、以上でございます。

（藤本会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告について、御意見・御質問等がございましたら、お願いします。

ございませんか。

それでは、太平洋広域漁業調整委員会において、資源回復計画にかかる瀬戸内海隣接海域の取り扱いについて承認が得られまして、隣接海域において瀬戸内海に準じた必要な規制の適用を行う体制が構築されることとなりました。これを受けて、紀伊水道においては、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会の設置準備が進められ、宇和海においても愛媛海区漁業調整委員会が資源回復計画にかかる体制を固めつつありますので、本委員会としましても関係海区の漁業調整委員会と連携をさらに進めながら、資源回復計画を推進していきたいと思っております。関係海区漁業調整委員会と本委員会の委員会指示の整合性を図ることと、隣接海域における規制については、事務局が関係海区の漁業調整委員会と緊密に連絡を取りつつ、隣接海域の規制の適用が瀬戸内海に準じたものとなるよう、関係海区漁業調整委員会と協議をし、その結果を次回の委員会において御報告させていただくという形にしたいと思っておりますが、これでよろしゅうございますか。

（「異議なし」という者あり）

（藤本会長）

はい、ありがとうございます。

それでは、そのように事務局は必要な作業を進めていただきたいと思います。

では、次の議題に移ります。

現在、事務局において資源回復計画の次期対象魚種について検討が行われております。この件につきまして、事務局説明をお願いします。

(次期資源回復計画にかかる魚種の検討 について)

(小林資源課長)

資源課長の小林です。

私の方から、次期資源回復計画にかかる魚種の検討につきまして説明させていただきます。

瀬戸内海ブロックにおけます資源回復計画の候補魚種につきましては、カタクチイワシ・トラフグ・小底対象魚種というものが挙げられているわけですが、さわらの資源回復計画が作成されたことから、今後次期魚種の計画作成について検討を行っていきたいと考えております。これらの魚種について、これまで十分な検討はまだできておりませんが、8月に行政研究担当者会議というものを開催いたしまして、今後回復計画を作成していくにあたりまして、資源状況それから資源悪化要因、又計画作成にあたっての問題点等につきまして、いろいろと検討してまいりましたので、その検討状況につきまして御報告させていただきたいと思っております。資料につきましては、資料6と資料7でございます。

カタクチイワシとトラフグでございますけれども、これにつきましては瀬戸内海区水産研究所の方で資源評価が行われておりますので、この2つの魚種についての資源状況につきまして、瀬戸内海区水産研究所の佐古部長の方から説明してさせていただきたいと思っております。

(佐古海区水産業研究部長)

佐古と申します。

ただいま御紹介ありましたように、カタクチイワシとトラフグにつきまして、水産庁の委託により水産総合研究センターが実施しております資源評価調査の結果から簡単に説明させていただきます。資料といたしましては、カタクチイワシは資料7の4ページ、トラフグが同じく3ページでございます。

まず、カタクチイワシにつきましては、瀬戸内海のカタクチイワシは御承知のように、太平洋南区の春季発生群と瀬戸内海発生群との混合資源でありまして、3月から5月にかけて薩南海域から土佐湾で生まれ、その一部が瀬戸内海に入って、秋には中羽から大羽になって漁獲対象になります。それから瀬戸内海では、主に夏から秋に各海域で生まれまして、秋に小羽から中羽になって漁獲対象になるというふうになっております。漁獲の動向でございますけれども、2ページから3ページにかけてカタクチイワシ、シラスの漁獲量の推移の図がございます。漁獲量のピークは、1986年でございます。カタクチイワシ9万3,000トン、シラス5万3,000トンが漁獲されましたけれども、それ以降は減り続けまして、1998年を底にして、最近は少しふえております。2001年はカタクチ3万6,000トン、シラス2万4,000トンになっております。資源状態でございますけれども、3ページに書いてございますが、1999年と2000年は、それ

ぞれ16万5,000トン、13万2,000トンと高かったのですが、2001年は9万9,000トンに減少し、資源としては中位水準となっております、動向としては減少傾向というふうに判断しております。

トラフグにつきましては、瀬戸内海では山口県と広島県を除いて単一種として漁獲量を把握できておりませんので、資源の量的評価はできませんが、一部の漁協において月別の漁獲量や漁獲されたトラフグの年齢構成を把握しております、それらの年変化から資源の水準や動向に関する質的評価を行っております。広島県と山口県のトラフグの漁獲量の推移がトラフグの2ページ目に示してありますけれども、それによりますと1999年を底に最近は徐々にわずかではありますけれどもふえてきております。資源状態につきましては、親魚量水準と未成魚量水準を算出してありますけれども、3ページ目の上の方に書いてございますが、2001年の親魚量水準は1989年以前の7年間の平均値を基準といたしまして、東部で4.3%、西部で9.1%、未成魚量水準は東部で33%、西部で15%と算定されております。資源量水準としては低位で、動向は横ばいの傾向であると判断しております。

カタクチイワシとトラフグの資源の状態につきまして、簡単ではありますが、説明させていただきます。

(小林資源課長)

ありがとうございました。

それでは、資料6をご覧になっていただきたいのですが、まずカタクチイワシの方の状況について御説明いたします。カタクチイワシの資源動向につきましては今の報告の中にもありましたが、中位水準減少傾向ということでございまして、過剰漁獲が考えられるものの、環境の影響を強く受けて変動するということが、大方の見解でございました。漁業種類は、船びき網主体でございまして、資源回復手段につきましては毎年の漁期調整、あるいは減船休漁というものが必要なのではないかとございまして。計画作成に当たっての問題点でございまして、カタクチイワシにつきましては多くの魚の餌となるということから、早急に資源を回復させるべきではないかというような必要性につきましては、多くの方たちが認識を持っているわけではありますけれども、資源につきましては環境の影響を強く受けることから、資源予測が難しく漁業者にもその回復効果についての説明が難しいのではないかという意見も、多く出されているところでございます。要望につきましては、右の備考にあります、和歌山県・愛媛県それから香川県での回復計画の作成に対する優先度というものは高くなっているわけではあります。カタクチイワシについては、こういった課題を踏まえまして、今後どのような管理方策をとっていったらいいのかということについて、さらにいろいろ研究者も含めて検討を続けていきたいと考えております。

それから、トラフグでございまして、トラフグの資源動向につきましては、低位水準の横ばい傾向ということでございます。それで資源の悪化要因としましては、すべての成長段

階・時期で高い漁獲圧が指摘されておりまして、先ほどの資料にもありましたが、加入乱獲の状態になっているということをごさいます。関係漁業種類につきましては、小底・はえ縄・小型定置網等々がございまして、資源回復手段といたしましては小型魚、産卵親魚の保護や種苗放流等を行っていく必要があるのではないかとごさいます。計画策定に当たっての問題点等でごさいますけれども、トラフグにつきましては瀬戸内海で生まれましたトラフグの一部というものが東シナ海など、瀬戸内海以外の海域に回遊するということから、移動範囲や生態や他海域の漁獲実態などを把握して、それで管理実施者と受益者が異なるということにも留意していかなければならないだろうと。そういうことで、他海域と連携して、それぞれの漁獲実態を踏まえた管理方策ということを検討すべきという意見が多くありました。そういうことで、計画策定に当たりましては、今後瀬戸内海での取り組みというもので、どういったものができるのかという事については、詰めていきたいと考えております。それとともに、他海域の状況を見ながら、その他海域との連携のあり方につきましても今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。要望県につきましては、山口県・大分県の優先度が高くなっているということをごさいます。

それから、小底対象魚種につきましてはアナゴ類以下、主要な12魚種につきまして検討してきたところでごさいます。個々の魚種の検討状況につきましては、2ページ目と3ページ目に具体的に記載しております。小底対象魚種の資源状況でごさいますけれども、これにつきましては水産研究所での資源評価がなされておりませんので、各府県におきまして評価をしていただいたものを総合して、個々に記載しているところでごさいます。また参考といたしまして、資料7の方に統計データをもとに漁獲量の推移を魚種ごと、灘ごとに示した資料をつけておりますので、こちらも参考にさせていただければと思います。小底対象魚種の資源状況でごさいますけれども、スズキ類とそれからハモ・マダコにつきましては、中位から高位の水準、横ばいから増加の傾向ということで、これについては資源状況がよいのではないかと考えられますが、これ以外の魚種につきましては、資源水準が低位から中位、資源の傾向としましては減少ないし横ばいの傾向にあるということで、多くの魚種で資源が悪化しているということでごさいます。それから、小底対象魚種の資源回復手段でごさいますけれども、個々の資源回復手段は次のページにも出ているように、いろいろ想定されるわけですが、ただ計画策定にあたっての問題点等にも書いてございまして、小底というのは多種類の魚種を漁獲しているものですから、個々の魚種に着目した操業規制というのはなかなか難しい面があるわけでごさいます。そういったことで、通常の操業にも配慮しながら効果の得られる方策について検討すべきではないかという意見が出ているわけでごさいます。そういったことで、小底対象魚種につきましては、比較的狭い部分を回遊するものですから、右側の備考のところ、要望県が書いてございまして、こういった関係県といろいろとすり合わせながら、どのような管理方策が取られるのかを検討していきたいと考えておるところでございます。

これまでの検討状況につきましては、以上でごさいますけれども、今後もカタクチイワシそれからトラフグ、それから小底対象魚種につきまして、引き続き回復計画の作成に向

けて行政研究担当者会議、あるいは漁業者協議会というところにおきまして、さらに検討を進めていきまして、それから優先的に取り組む魚種についても今後具体化していきまして、計画作成につきましては検討の進んだ魚種につきましては、できる限り今年度中にその資源回復計画の素案の作成に着手する方向で、作業を今後進めてまいりたいと考えております。

これにつきましては、この委員会の御了承を得たいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。

カタクチイワシ・トラフグ・小底対象魚種の3魚種について、引き続き資源回復計画の作成に向けて検討を進めまして、検討の進んだ特定の魚種についてできる限り今年度内に資源回復計画作成に着手していけるよう努めていきたいとのことではございますが、ただいまの御報告について御意見・御質問等がありましたら、お願ひします。

はい、どうぞ前田委員。

(前田委員)

今のスケジュールについて、今年度中に作成するとありますが、本年度中に魚種を決定するということですか。

(小林資源課長)

いま現在では、次の魚種というものが決められない状態にあるわけではございまして、今後現場にも行き、いろいろ検討をしまして、それで計画作成が具体化するようなところがございまして、そういうところについて計画作成に着手していきたいと考えているところであります。基本的にこれからどの魚種を対象にということにつきまして、ある程度具体的に優先順位をつけていかないといけないのかなと考えております。そういうことで、どの魚種をやるかというのは、今後の検討状況次第ですけれども、それが具体化した場合はそれについて計画作成に着手していきたいということでございます。

(前田委員)

失礼ですが、よくわからないのですけれども、地区や海区、あるいは灘などで優先順位を決めてやるのか。あるいは瀬戸内海全部で1つ決めてやるのか、その辺は今のところ方針を決めてないのか。

(小林資源課長)

瀬戸内海1本でやるべきというところと、魚種によってそれぞれ回遊範囲が違うと思ひ

ますので、どういうところで取り組んだらいいかという話も当然出てこようかと思います。現在のところでは、その海域についてもまだ検討中のごさいますて、そこについても基本的にどういうところでどういう取り組みができるのかということを含めていく中で、具体的にしていきたいということです。

（前田委員）

実は、こういう会議だというので、私の方の愛媛海区では先週水曜日、漁調委の委員協議会を開催していただきまして、次期の回復計画の魚種について、愛媛としたらどういうものがいいかということを含めて協議いたしました。その結果を御報告したいと思います。結論から言うと、愛媛としてはカタクチイワシを瀬戸内海全体でやっていきたいという結論でございます。というのは、先ほどから御説明ありましたように、カタクチイワシそのものの漁業は、非常に昔から重要な漁業です。またほかの魚種のえさとしての価値も高く、カタクチイワシがふえないとほかの資源もふえない。瀬戸内海の全体の資源をふやすためには、カタクチをふやさなくてはならない。これは先ほども申されたとおりでございます。そういう観点から、愛媛海区としては漁業調整上あるいは経済的なものあるいは漁業取締等非常にいろいろ問題はあろうけれども、カタクチイワシに取り組むべきではないかという意見集約ができました。私といたしましても、やはりこの中ではカタクチイワシが1番いいのではないかと考えております。

以上でございます。

（藤本会長）

ほかに、御意見ございませんか。

はい、どうぞ。鍋島委員さん。

（鍋島委員）

私、播磨灘で小底で操業している者ですが、どこの港に行っても今1番少なくなったのが、カレイというんですよ。ですからぜひともカレイをやっていただきたいと思うのです。カレイは今は大体、播磨灘・瀬戸内海で2種類ぐらいがいるのかと思います。かなり昔は3種類ぐらいいたのですが。それぞれマコガレイとイシガレイですが、特にイシガレイについては去年の私の漁獲はゼロでした。今から10年・20年ぐらい前までは数10キロ、かなり昔になりますが20年前ですととにかくマコガレイとイシガレイを船に積めないぐらいとれました。それが今はこの数年来、例えば去年ですと1日行って3キロから5キロ、5キロあればいい方です。先ほど言い忘れましたが、メイタガレイというのがあるのですが、それはかなりずっと続いておりますが、マコガレイは、1日行って3キロ・4キロでありまして、1網20分・30分を込みますと、30キロ・40キロもとれたこともあります。これは25年ぐらい前ですね。ですから、ぜひともカレイをやっていただきたい。どこの港に行っても、「なぜカレイが減ったんだろう。我々にとっていないじゃないか。」

という声が上がります。これは問題はどこにあるのか。いろいろうわさはしています。その話もぜひ聞いてやってほしい。ぜひともカレイをお願いいたします。

(藤本会長)

はい、どうぞ。

(前田委員)

私どもは、カタクチイワシということで、現実に愛媛だけ取り上げてみても、伊予灘・燧灘、全部の海域をやるというのはなかなか難しい問題でありますけれども、現実に自主的に取り組んでいるところもございますので、そういうものを充実させ、あるいはそれを各地に発展させていくと。瀬戸内海全域に将来発展させていくというような方法も考えられるのではないかと思います。

また今底びきのお話がありましたけれども、底びきにつきましてもやはり瀬戸内海全体でどの魚種をやるというのを決めないと。ここの地区ではえびを、ここは何を、ここは何をという話では、やはりこの広域資源回復計画、この事業の性格からいっても非常に無理があるのではないかと。やはり瀬戸内海全体で資源をどのようにふやすかということになるであろうと思いますので、やり方は別といたしましても、もし小型機船底びき網漁業の対象魚をやるとしても、1種類がいいのか2種類がいいのかは別としまして、やはり魚種を決めてそれでどのように瀬戸内海全体でやっていくかという御検討をお願いしたいと思います。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。高橋委員さん。

(高橋委員)

ただいまの前田委員さんのお話で、先般この会議に向けて県で海区の委員協議会をなされたということでしたが、なるほどと関心してお聞きしておりました。

やはり、各海区としましても、資源管理にかかわるようなことになっておりますので、私もお話聞きながら「これは私の海区では事前の協議をやらず、よくなかった。」と反省しております。できましたら、国の方から各海区の事務局に事前に今説明されたような案件を協議しておくという御指示等をいただいたら、それはそれで後の仕事は少しでもスムーズにいくかと、こんなふうに思いますので、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

(小林資源課長)

今、いろいろと委員の方から御意見があったことについては、それを踏まえてまいりた

いと考えております。

魚種の決め方につきましては、やはりそれぞれの地域ごとに考えていくという形をとっていかざるを得ないかと。実質的に検討するにあたっては、要望の強いところからまず御意見を聞いていくという形になろうかと思えます。そしてどのように魚種を全体でオーソライズするかにつきましても、今高橋委員がおっしゃられたような形も検討していきたいと思えますし、瀬戸内海全体がオーソライズできるような形ということでやっていきたい、進めていきたいと考えております。

(藤本会長)

ほかに、ございませんか。

はい、どうぞ。前田さん。

(前田委員)

今の件なんですけど、ちょっと最初に申し上げておりましたけれども、秋漁が済めばまた漁業者協議会等をやって、それでまた反省も含めて今後の検討も対応していただけるのだと思えますけれども、来年度の対応ということになりますと、また現場で混乱してもいけませんので、早急にその作業は進めていただいて、来年にまた間際になって「ことしと違って、こういうふうにするんだ」というような話になりますと、現場が混乱をいたしますので、事務局の方でスムーズに事業が進むような形で、早急に御検討をお願いしたいと思えます。

(藤本会長)

はい、どうぞ。課長。

(大田調整課長)

カタクチイワシにつきましては、確かに飼料生物の重要な魚として位置づけられておりまして、このことについては、どの県に行っても大事にきちんとやっていかなければならないという話でございまして、我々の方もそのつもりでやってはおりますが、問題点として資源回復計画の対象魚種として、効果がきちんと出せるような方策がとれるのかという大きな問題を抱えてございます。したがって、今資源課長の方から「今後とも検討する」と申し上げましたのは、その辺がきちんと担保できるのかという大きな問題も抱えてございますので、それらについて水試・水研等々検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

(藤本会長)

はい、どうぞ。

(前田委員)

事業の本質的な壁になるので、そのような議論は余りしたくないのですが、今は確かに効果が出ないとだめだという話はわかります。予算のこともあるでしょうし、いろいろな関係もあるでしょうから。でも、やはり資源回復計画というものは、漁業者のためのものであって、漁業者が納得するものでなければいけないと。だから書類上、あるいはペーパー上効果が確かに出ましたよと、そういうものでなければいけないのかということで、頭からそのような考えで進んでいくのはどうかと、私は思っております。だから効果がないというのはおかしいですが、やってみてなるほど余り効果がないのかなというような問題でも、やはり漁業者サイドの意見を聞いて、漁業者のための資源回復、その点も十分考慮していただきたいと思います。

(藤本会長)

よろしゅうございますか。

ほかに、ございませんか。

はい、どうぞ。田中委員さん。

(田中委員)

今、各委員さんからいろいろと御意見がありましたが、それを踏まえて資源回復のために漁業の関係者も漁連としてもそれを挙げて、同意をするかということを検討したいと思いますが。うちとしては、漁業者のためのことであるので、子や孫の代まで残るためには、資源回復しなければいけないということで、その精神をもとに府の水産課長も含めて、みんな一体となってやっておりますので、そのようなことも頭に置いてやっていきたいと思っています。

以上です。

(藤本会長)

ほかに、ございませんか。

それでは、よろしゅうございますか。

それでは、次期資源回復計画にかかる作業の方向について、委員会として承認したいと考えますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

(前田委員)

承認って、何を承認ですか。

(藤本会長)

この方向で作業を進めるということについて、委員会として承認をするということです。

(前田委員)

事務局にお任せするということですか。

(藤本会長)

そうですね。事務局にこれで作業を進めてもらいたいと。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、事務局は慎重に検討作業を進めてください。

その他についてでございますが、報告事項が2点ございます。

1点目は、平成15年度資源管理関係予算の概算要求についてでございます。

2点目は、指定漁業の許可及び取締等に関する省令の改正に伴う瀬戸内海取締規則等の改正でございます。

これらの件につきまして、事務局より説明をお願いします。

(資源管理関係予算の概算要求について)

(斎藤課長補佐)

それでは、平成15年度予算概算要求につきまして、資料8を用いまして説明したいと思います。

最初にお断りしておきますが、この資料に載せております数字、今から説明する中身につきましては、現在、財務省と折衝中でありまして、まだ確定したものではありません。今後、財務省との折衝いかんによりましては、数値の変更あるいは内容が変わるということを、あらかじめお断りしておきます。

それでは、現在我が国周辺水域における資源回復の推進といったことで、5本の柱を立てて概算要求を行っております。

まず1本目の柱といたしましては、調査研究の推進と体制の充実ということで、これは資源管理に1番基礎となります調査研究部門を充実しましょうということで、水産研究所あるいは都道府県の水産試験場、これらと連携して全体的な資源管理、資源の調査体制を拡充していきましようといったものであります。これは前年度に比べまして、予算も拡充した要求となっております。

2番目といたしましては、現在進めております資源回復計画の全国展開といったことであります。この資料の書き方ですが、数字、例えば2.の①の資源管理体制・機能強化総合対策事業についてですが、これが1,687(0)百万円となって括弧がついておりますが、括弧書きの中というのは前年度予算となっております。ただ、この2.の①の事業につきまして、前年度まったく何もやってなかったかと言うと、そうではなく、予算上の

話ではありますが、今年度の資源回復計画関係の予算を計上しておりますが、これを一度全部整理いたしまして、必要なものは拡充して新たに要求しているということから、このような書き方になっているわけで、今まったく何もやってなくて新しいものをつくったといった観点ではないことをお断りしておきます。中身ですが、2.の①は資源回復計画の推進のための漁業者協議会の開催ですとか、TACシステムの報告体制の整備といった内容となっております。そして、2番目といたしましては、資源回復推進等再編整備事業といたしまして、これは減船にかかる費用の支援であります。2.の③といたしまして、資源回復計画推進支援事業といたしまして、これは休漁や改良漁具に対する支援ということで予算要求をしております。

それで3番目でございますが、つくり育てる漁業の推進ということで、これは栽培関係の予算であります。

4.といたしまして、漁場環境の保全等ということであります。そして4.の特に①の資源回復支援基盤整備事業、これについて若干説明したいと思っております。これは資料の1番最後のページを見ていただきたいと思っております。資源回復支援整備事業のイメージという形で、横図が載っておりますが、特にこの回復支援整備事業の横図の1番左端の(1)のどのような内容でやるかといったことが書いてありますが、漁獲努力量の削減措置支援ということで、線が引っ張ってありまして、横でどのようなことをやるかということが書いてありますが、特に今回やろうと考えている、新しい目玉と申しますか、内容といたしましては、その資源回復計画に基づきまして、漁獲努力量削減実施計画がつくられるわけですが、この中で休漁といった項目が盛り込まれた場合に、その休漁する漁船を使いまして漁場保全の公共事業を行うといった内容を新しく盛り込むために今要求をしているところであります。つまり休漁漁業者によります雇用対策的なものと考えているということであります。これは具体的に申しますと、現在これは支援事業の方で行うことは、休漁漁船を活用した漁場の清掃活動の中で行うことはできますが、そうしますと漁業者の負担分2分の1が生じますが、今回新たに要求しております資源回復支援基盤整備事業、こちらの方で行いますと公共事業という形になりますので、これ県が実施主体となって行うことになりますので、休漁漁船を活用した場合、その用船料を支払って行うということとなります。ですから、要するに漁業者の裏負担分がなくなります。ただ当然ながら、公共事業ということでございますので、その事業の例えば効果ですとか、そういったものについてはかなりのものが求められると思っております。

それでは、1番最初のページに戻りますが、4番目の柱まで説明いたしましたが、それで5番目の柱といたしましては、取締体制の強化、我が国の資源回復の前提条件となります漁業秩序の維持ということで、予算要求をしているところであります。

以上、5本の柱をもって資源回復の推進を図ってまいりたいといったところであります。

きょうは時間がなく、非常にはしょった説明となっておりますが、今後来月には、まだ予算要求段階ではありますが、関係する都道府県の担当者を集っていただきまして説明会を開催して、情報の交換と伝達を図っていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、何か御意見・御質問等がありましたらお願いします。
ございませんか。

では次に、瀬戸内海取締規則等の改正等について、御報告をお願いします。

(瀬戸内海取締規制等の改正について)

(大田調整課長)

調整課でございます。

私ども、段取りが悪く、実はほかにもう1件ございます。

まず資料9の方から、御説明申し上げます。

これは瀬戸内海漁業取締規則等の一部改正ということでございますが、この等とは、もう1つ小型機船底びき網漁業取締規則というもので、これら2つが改正になってございます。これは背景といたしまして、指定漁業の許可及び取締等に関する省令等の一部を改正する省令というものが定められましたことから、瀬戸内海の関係で言えば、この2つの規則が一部改正されて、この8月1日から施行されているということでございます。事後となってしまうけれども、一応こういう形で施行されているということでございますので、御報告申し上げます。

この規則等の一部改正の中身につきましては、瀬戸内海漁業取締規則第9条の3、及び小型機船底びき網漁業取締規則の第9条、これらは停船命令にかかる信号の規定の改正でございます。これまで、この資料9の1.にございます、現場における停船命令のやり方としましては、この1.にある停船命令の信号、それから2.にあります外国漁船の取締に用います信号という形で、2つが用いられておりました。我が国の排他的経済水域内における漁業取締においては、韓国・中国などの外国漁船に対しては、この2.の方で行っているわけですが、現場においては日本漁船と外国漁船がふくそうして操業しているということでございまして、それぞれに対して停船命令の信号を切りかえることが必要になっておりまして、これは混乱を生じ兼ねないという理由から、我が方の関係としては、瀬戸内海漁業取締規則及び小型機船底びき網漁業取締規則における停船命令にかかる信号の規定を、この2.の排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則で規定するLの信号に変更するというものでございます。これに関しましては、もう1つ各県の漁業調整規則の中にも停船命令という項目がございますので、改正につきましては追って通知をしてから作業を進めていただきたいと思いますところでございます。それから、この内容につきましては、5ページに新旧対象条文の形で、わかりやすく整理してございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

どうか、よろしくお願ひいたします。

それから、もう1つでございます。資料10でございます。

これは香川県水産課から、香川県水産試験場による資源評価調査の実施計画案が、当事務局に提出されておりますので、このことについて御説明を申し上げます。

香川県水産試験場におきましては、さわらの平成14年発生群の新規加入量の動向を調査するという目的で、10月15日それから10月21日、それから10月30日、合計3回播磨灘においてさわらの流し刺し網漁業を用いた採捕を行うというものでございます。播磨灘は瀬戸内海広調委の指示によりまして、9月1日から11月30日の間、さわらを目的とした操業が禁止され、それから使用できる網目も10.6センチ以上とされております。この場合、香川県の水産試験場の採捕につきましては、試験研究が目的ということが明確でありますので、瀬戸内海広調委委員会指示の適用除外の手続きを要するものではないと判断をしております。しかしながら、この調査の目的、それから調査の時期、あるいは内容等につきましては、当然のことながら当委員会及び関係府県には報告することが必要と考えます。そこで香川県水産課から当事務局に実施計画を提出していただき、検討の上、当委員会に報告させていただくという手続きを考えたものでございます。また、この調査の終了後には、その結果を当委員会に報告するということを考えております。具体的にこの実施計画の中身を若干御紹介します。ただ、正式な文章ではございませんで、追って正式な文章になるということでございます。中身については調査の目的として先ほど申しました、平成14年発生群のさわら新規加入量の動向を把握するというものでございます。それから方法でございますが、さわら流し刺し網を用いると。それから実施期間、これは香川県水産試験場が4(3)の2隻の漁船を用いまして、第1回目10月15日、それから第2回目10月21日、第3回目10月30日、それぞれその漁船の持ち主である鴨庄漁協所属の野崎さん、それから佐藤さんのご協力をいただきながら、調査を行うと。なお、その目合いにつきましては、8.2センチ、両方とも15反ということでございます。それから調査予定の海域につきましては、播磨灘西部の香川県さぬき市地先海面となっておりますので、御承知願ひしたいと思います。

事務局といたしましては、こういう報告をもちまして問題なしと考えておりますので、またこの調査が終わりましたら次回の広調委におきまして、その結果については御報告させていただけたらと考えております。

以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がありましたら、お願ひ申し上げます。ございませんか。

それでは、その他として、本日の委員会で取り上げるべき事項等は、ございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見等もないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会いたしたいと思えます。

委員の皆様、それから御臨席の皆様におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。

なお、議事録署名人の西川委員さんと荒井委員さんにおかれましては、後日事務局より議事録が送付されますので、よろしくお願ひします。

これをもちまして、第5回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。